

長久手市公契約条例に関するパブリックコメント 実施結果

1 実施状況

募集期間：令和3年5月7日（金）から令和3年6月7日（月）まで

配布場所等：市役所行政課窓口、市役所西庁舎1階情報コーナー、共生ステーション、まちづくりセンター、市ホームページ

2 意見の提出人数、件数

3人、22件

3 意見の内容及び市の考え

以下のとおり

番号	意見項目	意見内容	市の考え
1	全般	①この条例制定を機に、長久手市の契約関係法令の体系を整備してほしい。	現在、地方自治法施行令の規定に基づき、市契約規則において契約に関する必要な事項を定め、また、その具体的な手続きは各種要綱等において定めるなど、契約関係の体系を整備しています。 今後は、公契約条例の制定を進めていきます。
2	全般	②この条例は理念的、プログラムの規定にとどまっていると思われるので、具体化する手続きおよびプロセスを定めた条項を加えてほしい。とりあえずは、第三者機関の設置を提案する。	この条例に関する具体的な基準や手続きは、別途、施行規則、実施要綱等において定めます。 また、必要があるときは学識経験者、事業者その他関係団体等の意見を聴くことができることとしており、常設の第三者機関の設置は考えていません。
		①②理由 長久手市では、全体的に契約関係の法令が整っておらず、契約に関する条例は、この公契約条例が最初となる。制定後はこの公契約条例が上位規範となり、下位規範として、公表された規則としては長久手市契約規則のみがあり、それ以外は未公表の要綱等からなるという、いびつな法令体系となる。具体的な契約事務の処理は、多くは要綱・通達・前例など、未公表の内部規定に依っているとされる。 体系が整備されていない理由として、近年多様な入札方法・契約方法が導入・試行されたため、規定の整備が後回しになりやすかったという背景もあるだろう。	

しかし、深刻な理由として、法令にもとづき事務処理するという意識が、失礼ながら長久手市の職員は弱いと感じる。「法令にもとづき」「法令遵守」というと、なにか融通の利かないお役所仕事という否定的なイメージがつきまとうが、行政事務の恣意的な運用を避けるために求められる鉄則である。法令とは、いわば諸先輩の叡智がつまったマニュアルのようなものでもある。

悪いのは法令を遵守すること（コンプライアンス）ではなく、社会の変化に応じて法令を見直さないこと、あるいは実態に合わない国の法令を実践的に解釈して応用しないことが悪いのである。以下にのべるが、この条例案は見直しのプロセス・手続きを含まないため、まさに融通の利かない条例になるおそれがある。

このような法令体系が整わず、法令にしたがって事務処理する意識の弱い状態は、不適切な契約関係を生む温床となりやすい。そのような疑いがかかる事例があったのではないかと言いたいが、ここは控える。近時、三重県津市において、自治会役員との不正な契約、補助金、理解しがたい関係が明るみに出たが、契約をめぐる不正は後を絶たない。なぜチェック機能が働かなかったのか、契約関係の法令がどうであったのか、職員を守るためにも、他山の石とするべきだろう。

いびつな法令体系と書いたが、いびつさの例をあげれば、「長久手市入札参加者指名審査会」という機関が、契約規則22条にいきなり出てくるが、審査会の設置に関する条文は規則の内にはない（読み落としでなければ）。何を根拠に設置されているのだろうか。また例として、次の④⑤で述べるが、この条例で「市内事業者の受注機会の確保」を書いてしまうと、地方自治法に基づき一般競争入札、指名競争入札を原則として書かれた契約規則の解釈はどうなるのか。当然、条例が規則の上位に来るので、今後の運用に不安を感じる。

この際、長久手市の契約全般の法令体系を整備することを検討してはどうか。まず自治法があり、次に契約に関する上位規範となる条例があり、その下に公契約条例や、契約規則、その他要綱等が続くという体系である。未公表の要綱等も、近年策定されたであろう新しい契約方法に関する規定等も、この体系に組みこみ公表すれば、体系を明瞭にすることができる。

このような上位規定となる条例を、a公契約条例と別に定めても良いが、bこの条例案に手を加えて、法令の体系を整える方法もあるだろう。繰り返すが、上位に来る条例で「市内事業者の受注機会の確保」を書いてしまうと、しかもその有権解釈を誰がどのようにするのかも定められていない条文を書いてしまうと、歯止めがかけられなくなる危険がある。

ところで公契約条例のような理念的なタイプの条例は、プログラム規定的、訓示規定的にならざるを得ない側面がある。まさに「考え方や方針を明文化する」ものである。だからこそ、考え方・政策目標を誰がどのようにいつまでに具体化するのかという、プロセスや手続きを、条例中に書き込んでおくことが重要である。具体化のプロセスと手続きを欠いた法令は、「ただの紙切れ」になる可能性が高くなる。あるいは逆に、誰がどのように有権解釈するかも定めてなければ、一部の条文がごく恣意的に解釈されてしまう危険も高くなる。

ひとつだけ具体化に関係する箇所は「8 意見聴取」であるが、これすらも「できる」規定であり、これでは何も決まっていないのと変わりはない。

		長久手市は、契約行為を所管する第三者機関が設置されていないと思われる。また、総合評価方式やプロポーザル方式など、金額のみによらない契約行為については、その選定手続きやプロセスは、透明性を高めるとともに、第三者機関の点検を受けるべきであるが、長久手市ではこのような第三者機関も設置されていないと思われる。当然監査機関は設置されているのだが、契約事務は専門性が高く、業務量も多いため、別途設置することが望ましい。 具体化を進める一つの方法として、公契約条例の運用と具体化を進める役割を担った第三者機関を設置してはどうか。公契約条例の具体化を担うとすれば、単なるチェック機関ではなく、事務の執行にも関与できる組織が望ましい。 さらに言えばこの際、公契約条例の運用・具体化の役割と合わせて、契約全般を所管する第三者機関を設置してはどうか。上記bの方法をとるなら、この条例案にそのような第三者機関の設置を書き込めばよい。	
3	条例の目的	③「・・・労働環境の整備を図り、」の後に、「その他の社会的責任を果たし、」を加える。	条文の有無によらず、市は社会的責任を果たすよう努めており、本条例を念頭において公契約に関する業務を行っています。
4	条例の目的	④「・・・地域経済の発展・・・地域社会の実現・・・」の、「地域」を削除する。	条例の適用範囲は本市であり、市民に関わる条例を制定するため、条文の記述は「地域経済」「地域社会」とします。
5	基本方針	⑤「(4)地域経済及び地域社会の・・・」の、「地域」を削除する。また、「社会」を「社会と環境」に変える。	条例の目的のとおり、「地域経済及び地域社会」とします。
		③④⑤理由 公契約条例の意義は、契約において単に請負の完成や物品の購入をなすだけではなく、行政の契約行為を通じて、さまざまな社会的・経済的・環境的な価値などを高めるところにあると理解している。歴史的には建設業界から起きた運動ではあることはふまえるとしても、今日的な意義を建設業など一部の業種にとどめるべきではない。財政に求められている行政本来の機能を、契約行為を通じて間接的に実現するものであるといっても良い。近年多様な社会的価値等の実現が求められており、契約を通じた財政機能の発揮への期待が高まっている。 ここで期待される社会的価値等とは、決して地域にとどまるものではない。もちろん地域経済や地域社会の改善は重要な目的のひとつであるが（これも歴史的経緯はふまえるとしても）、たとえば女性の活躍、SDGS、国際交流、多文化共生、文化活動など、範囲を地域に限定すると、かえって不都合な状況がうまれる可能性がある。たとえば、狭域な問題と考えられがちな子育てや介護の問題でさえ、長久手近隣地域と、さらには広域にも強く結びついているのではないか。またたとえば、フェアトレードの理念に基づく物品を優先しようにも、「地域」という言葉があってはかえって障害になるだろう。	

		説明会では「4 受注者の責務」に「社会的な責任」が書かれているとの説明であったが、第1に、「4」の規定は「受注者の責務」でしかない。社会的な責任に対する発注者の意思が重要である。 第2に、法令文の読み方であるが、「目的」の主旨に沿って、それ以降の条文は解釈されるべきなので、目的と基本方針に「地域社会」とあれば、「4」における「社会」とは「地域社会」のことであるとする解釈が優位になってしまう。民間企業でさえ、CSR（Corporate Social Responsibility）を重視する時代である。「社会的な責任」こそ、発注者と受注者双方に求められる倫理、戦略であり、まさに「目的」に書き込むべきキーワードである。 したがって、「目的」「基本方針」においては、地域的限定のない「経済」「社会」「環境」とし、目的、基本方針以降の条文において、地域に限定する必要のある事項だけ、「地域」の文字を加えれば良い。	
6	意見聴取	⑥公契約条例の意義は、さまざまな社会的・経済的・環境的な価値を高めるところにある。したがって、この公契約条例の関係者は、「事業者その他関係団体等」ととどまらない。広く市民全員が関係者であることを明記し、広く市民の意見を聴取する制度としてほしい。なお、法令文では「その他」はとても狭く解釈されるので（「その他の」とは意味が違う）、念を押す。	公契約条例制定の意義は、この条例の目的でもある「公共事業等の品質の確保」「従事する労働者等の労働環境の整備」を図り、これにより地域経済の発展や豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することと考えています。 必要な時に必要な範囲に意見聴取するやり方を検討し、要綱等に定めます。
7	全般	⑦近年行政の契約方法の多様化がすすんでおり、これに対応できる「公契約」の定義としてほしい。たとえば指定管理契約、PFI契約などは、単なる請負契約や業務委託契約とは言えない。	公契約とは、市が締結する売買、賃借、請負その他の契約を指します。公契約の概念を拡大し、指定管理者との協定を公契約とみなして条例を適用することは考えていません。
8	全般	⑧「労働者等」「労働環境」「労働条件」を広くとらえられるように定義してほしい。	「労働者等」は条例の影響が及ぶ範囲を表すため、条例で具体的に定義します。ただし、「労働環境」「労働条件」について、条例では考え方の大枠を示すこととし、運用にあたっては受注者等に分かりやすく記載要領や様式の中で例示するなどの対応をします。

		⑧理由 近年、働き方、雇用・労働に関する契約が多様化し、「非正規労働者」はおろか、「労働者」であるのかどうかさえ明瞭ではなくなっている。なかには個人請負、「偽装請負」と呼ばれる、狭い意味では労働者と定義されない働き方が増えている。また、派遣労働者が労働者に当たるのか、当たるのであればこの条例の効力が派遣元に及ぶのか、重要な問題である。さらにまた、技能実習生や留学生、観光ビザ入国者のように、そもそも労働者ではないという制度の下で働かされる外国人が増えている（技能実習生は制度が改善されつつあるが）。さらには失踪し、在留資格のない状態で働く外国人も増えているといわれるが、建設現場にも多いのではないか。足元の「会計年度任用職員」が増加しているのも、こうした多様化の一環である。 狭い意味での「労働環境」「労働条件」の改善が、現状では働き方の改善には届かなくなっている。たとえば、最低賃金を上げること、最低賃金が守られることはもちろん必要なのだが、もはや最低賃金制度だけでは対応できない社会になりつつある。技能実習生には最低賃金法が適用されるようになったが、監理団体・監理制度が適切に機能していないため、実態は守られていないといわれている。たとえば、高度な専門職や「名ばかり管理職」とされる労働者の労働は、「裁量」によることとされ、労働条件等は守られにくくなっている。またたとえば、さまざまなハラスメントも、広く労働環境の問題と考えるべきだろう。 もちろんこのような社会問題、労働問題のすべてに、公契約条例が対応できるものではないが（この点に過大な期待があるのだが）、広く解釈できる定義としておいてほしい。	
9	適正な労働条件の確保	⑨「特に必要と認める」範囲を狭くしないでほしい。	特に必要と認める公契約の具体的な基準は、別途、施行規則で定めます。
		⑨理由 この条項はそもそも「できる規定」なので、「特に必要と認める」範囲が狭くては、条文の反対解釈で、この範囲に入らない契約では調査等を行うことはできないと運用される危険性がある。また、どのような条件が整えば調査等を行うのか、すべて解釈に委ねられるので、意見①②で述べたように、恣意的に運用されるおそれがある。 乱暴に言えば、もし高額の請負工事だけを「特に必要」と認めるのであれば、意味がない条例となる。むしろ反対解釈されて、必要と認められないと、逃げ口上に使われるだけだろう。建設業法等、労働基準法等、労働安全衛生法等で、建設現場は次第に良くなっていると聞く。 たとえば、労災事故を起こせば厳しいペナルティが課せられるので、労働現場は細心の注意を払っている（それでも事故が起きるのだが）。労働基準監督署・労働局もそれなりに努力していると聞く。逆に言えば、労働局他が（それなりに）やっているところへ、労働局でさえやり切れない問題に、のこのこ（失礼）長久手市が行って何ができるかとさえ思います（後段で述べるように、できることは無いとまでは言いません）。高額の請負工事以外や、元請けも実態を把握していないであろう末端の下請けで、問題が発生していると思う。だから、高額の請負工事等に限定しては、意味がない。	

		また、「特に必要」と認めるのが、清掃等の単純に比較できる委託契約のみであれば、最低制限価格を設けるだけ（制限をどのレベルにするかという問題は残るが）で労働条件の確保に資するので、わざわざ条例をつくる必要性は高くない。 「特に必要」と認める契約を高額の請負契約等に限定するのは、運用の困難さを恐れるからであろうが、労働条件の確保に資する方策は幾つも考えられる。たとえば、その契約の積算における労務単価（特に下請けに出されやすい労務）を公表する方法もある（必要があれば契約ごとに、現場に掲示すれば効果的だ）。また行政への直接の、労働者個人でも可能な通報制度をつくり、窓口を決め、労働者に周知することも効果的だろう。また仕様書等で労働条件への配慮を具体的に求めることは、すでにやっているかもしれないが、さらにしっかりやればよい。 末端の労働条件が悪化する理由は、かならずしも積算の（したがって予定価格の）労務単価が低いからではないと思う。おそらくは元請けが値切るときに「役所の契約が低い」と責任をごまかすので、役所が安い契約を押し付けるから労働条件が悪くなると、広く信じられていると思われるふしがある。 上記に例示したような具体的な方法は後から考えれば良いので、条例制定の段階で、「特に必要」と認める範囲を狭めないでほしい。	
10	品質の確保	⑩質問ですが、この条文によって、契約規則の予定価格に関する規定や、国交省のいわゆる「積算基準」や「設計基準」などに、何が具体的に付け加わるのでしょうか。どこが改善されるのでしょうか。また「適正な賃金」とありますが、何がどう変わるのでしょうか。 現状ではいわゆる「二省単価」（これを積算に使っていると思うが）は、実際に支払われていると思われる労賃に比べて、一部の職種はむしろ高すぎるくらいで、問題はそこではないと思う。	市契約規則の改正は予定していません。 市は予定価格を算出するに当たり、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格等を反映して積算していきます。
11	品質の確保	⑪「公契約の適正な履行」を「公契約の効率的な予算執行および適正な履行」とする。	条例制定の意見として伺います。
		⑪理由 条例案の書き方では、適正な積算や予定価格の算出は、「適正な履行」のために行われるという意味になる。これでは、逆に読めば積算や予定価格が良くないので、適正な履行が行われないのだという文脈になってしまう。もちろん積算や予定価格が、さらにいえば設計からマズイ事例はいくらかもある。しかし、上記⑨で述べたような「役所の契約が低い」、という誤解が広く信じられているという背景もありはしないか（失礼ながら他都市の類似条文をそのままコピーしていないか）。 ③④⑤で述べたように、公契約条例の目的は多様な社会的価値の実現であるが、効率的な予算執行、税の無駄遣いをしないことが、あたりまえの前提としてある。予定価格が甘ければ甘いほど良いわけではない。この条例は契約に関する最上位規定になるので、せめて「効率的な予算執行」くらいは書いておいてはどうか。できればもっと厳しい表現が望ましい。	

12	品質の確保	⑫品質を確保する方法として「適正な積算根拠」と「予定価格」しかあげられていないが、適正な設計については何も触れられていない。	公契約の適正な履行及び品質の確保にあたっては、当該案件にとって最適な入札・契約方法を採用し、品質、価格、履行期間その他契約条件が適正なものとなるよう努めることが必要であると考えています。 条例制定の意見として伺います。
		⑫理由 品質の確保の出発点は、適正な設計である。構造計算の偽装事件が分かりやすい例だろう。ただ、上記のように行政の設計能力の問題があり、また総合評価方式、高度技術提案型など設計自体を民間の技術力に頼る入札方式が導入され、さらにPFIなど設計そのものを民間に任せる契約方式も用いられるようになっている。長久手市で増額の設計変更、契約変更が増える背景になっているのではないかな。 どのような方法で設計能力を高めるのか、方法はさておき、条例上、少なくとも適正な設計について書いておくべきである。 ⑨⑩⑪⑫に関連して、以下は言いすぎだと思うが、長久手市に限った話ではなく一般論としてだが、契約上役所が圧倒的な優位に立っていた時代はもう過ぎた。このことに触れておく。 まず、役所の設計積算能力（さらにいえば監督能力、検査能力の問題もあり、施工レベルの品質管理ができているのか不安がある）の低下が進んでいるといわれて久しい。特に先端技術が必要な仕事では、民間の能力のほうが高くなっているし、製造請負ではそもそも設計積算能力はない（失礼）。また近年は、行政職員が担ってきた業務の多くが民間にゆだねられるようになってきたが、このような「新しい官市場」でも、設計積算のノウハウがない。 このようにいろいろな形で民間の技術・ノウハウを借りなければ、設計積算できなくなっており、よほど特別な事情が無ければ、一方的に安い契約を押し付けるなどできないのが実態ではないか。設計積算能力が低下しているから、品質は高いか、予定価格も適切かどうか確かめにくくなっている。 下請け業者も、事業全体の設計積算は当然できないから、元請けに値切られやすいという業界の体質が続いている。発注（行政）側から設計積算の内訳を契約時点で詳細に公表すれば、下請けは参考にすることができるが、設計積算能力が十分になれば（極端な話、積算ミスしているかもしれない）、詳細を説明できない。 だから、あえて失礼なことを言うが実態は、競争性を高め、業者さんに競争してもらうしか、効率的な予算執行を担保する方法は無いのではないかな。ところがこの競争性がいろいろな事情で低下している。かつては最低制限価格ラインに入札が並ぶという現象が起きたが、過当な競争が起きる現象は、近年はあまりないのではないかな。一方的に安い契約を押し付ける力など、少なくとも小自治体にはないのではないかな、と思う。坪ン百万の木造建築を発注しているのではないかな。	

13	意見聴取	公契約の適正化を図るには、公労使間で公契約に係る現状認識・諸課題を共有した上で、それぞれの立場で適正化に向けた不断の努力が求められる。ゆえに、意見聴取について、「必要があると認めるとき」に意見聴取を行うだけでは十分とはいえず、公契約の現状把握・課題抽出・検討を行うための常設の審議会等を設置し、PDCAサイクルを構築、運用すべきである。	条例制定後、運用状況についてのチェックが必要なのはご指摘のとおりです。 必要があるときは学識経験者、事業者その他関係団体等の意見を聴くことができることとしており、常設の第三者機関の設置は考えていません。
14	条例の目的について	公契約条例の目的として、公契約に関する基本方針を定め、発注者と受注者の責務を明らかにし、公共事業等の品質の確保、従事する労働者等の労働環境の整備を図り、もって地域経済の発展や、豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを掲げています。趣旨については、反対する事項はありません。ぜひ、実効性のある他自治体の規範となるような優れた条例として実現して頂きたいと願います。	条例制定の意見として伺います。
15		(1) 透明性及び競争の公正性を確保し、不正行為の排除を徹底することで、求められる要件は「競争の公正性」です。特に目的である「地域経済の発展や豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することができる地域社会の実現に寄与する」ことが必要となります。 OECDによると、日本国内で公共工事や委託事業に関わる労働者は1000万人を超え、財政規模はGDPの15%、約65兆円～75兆円に達し、地域での最大の経済活動となるケースも多いといわれます。公契約条例は、公共工事・公共サービスなどを民間事業者に発注して実行する際に、低賃金を背景とするダンピング受注を排除し、i.公務・公共サービスの品質の確保、ii.事業者相互間と労働者相互間の公正競争を実現することが主たる目的です。投入した税が、地域にしっかりと還流され、有効に活用されることが「公正性」の要件でしょう。	条例制定の意見として伺います。
16		(2) 予定価格の算出、相手方の決定その他の事務を適切に行うことは、必須です。予定価格の適正な算出で、多くの自治体で公然と横行している「歩切り」行為を禁止することが必要です。あわせて、独占禁止法などで禁止されている優越的地位の濫用、一括下請け・丸投げの禁止、異常な「ピンハネ」行為の抑制などの徹底が求められます。これらは、条例として、行政の強い決意として、受注業者、市民に対して、行政の側の強い決意として示すという意味があります。	条例制定の意見として伺います。
		(3) 「労働者等の適正な労働環境の確保」で求められるのは、「適正」な水準の策定です。公契約条例を理念条例として策定している自治体の特徴として、「労働法制の順守」を挙げています。労働基準法は、第1条で「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」として、最低限度の水準を提示しており、それを下回る労働条件は違法となるものです。そうした最低限度の労働条件を守るとは、公務・公共サービスにおいて、絶対に譲れない絶対条件であることが求められます。しかしその全体に立って考えると、住民の安心・安全、生命を守ることもある公務・公共サービスの労働の価値が、最低限度の水準でいいのかという新たな問題が生じてきます。	

17	基本方針及び市の責務について	公務・公共サービスに従事する現場の労働者は、市民の暮らしを支えるエッセンシャルワーカーであり、非正規雇用労働者が多く、最低の労働条件に苦しんでいます。愛知県の最低賃金ならば、時給927円（2020年10月から）であり、月150時間（年間1800時間）働いたとして、月額139,050円であり、ここから社会保険料や所得税などが控除されると、とてもではありませんが、憲法25条が求める「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できるとは思えません。 日本国憲法第13条で「すべて国民は、個人として尊重される」と定められています。それを斟酌すれば、非正規雇用労働者の賃金水準が「家計補助」「小遣い稼ぎ」でいいという根拠はなく、その収入で自立できる水準であることが求められます。 賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。これは、近代市民法の大原則である「契約自由の原則」に基づくものです。しかし同時に、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法25条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。さらに憲法第27条2項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件移管する基幹は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護する立法を国に命じています。最低賃金法は、それを具現的に実施する制度として、すべての労働者に対応する最低賃金額を強制する「強制法規」とされています。このように賃金は、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法第9条3項の理念が生きているのです。 公務員賃金には、地方公務員法第24条で「社会的規範性」があるとされています。それは、非正規雇用労働者の賃金にも反映される要件であり、実際、自治体の非正規雇用労働者の賃金水準が、地域の一般の非正規雇用労働者の賃金産出の目安にされている話もされています。実際、千葉県野田市、東京都世田谷区、多摩市、神奈川県川崎市など、公契約条例に基づいて市役所の非正規雇用労働者の賃金を上げたところ、自治体内の同職の非正規雇用労働者の賃金が引き上げられたという話も出ています。福岡県直方市では、近隣市町村の給食調理員の賃金水準まで変更になったといわれています。 豊橋市は昨年、設計労務単価の75%から80%に引き上げました。また、労働報酬額も最低賃金+15円と設定されました。もともと、制定時に下限額の設定がされた際に、建設業界を中心に民業圧迫との批判や反発もあったようですが、地域で産業育成する必要性を示し業界団体に説明し理解を求めたときいています。昨年度、さらに設計労務単価を引き上げたことは、民業圧迫ではなく、地場産業育成という視点が浸透し理解が得られたと言えます。 公務・公共サービスの労働について、最低水準ではない適正な価値を、自治体が業者と市民に周知していくことが求められます。そのための公契約条例だと思っています。	条例制定の意見として伺います。
----	----------------	--	-----------------

18		(4)「地域経済及び地域社会の健全な発展を図る」ことで、地元企業、特に中小企業等が公務・公共サービスに参入しやすい入札をどのように設定するかが問われていきます。それには、公契約条例の制定だけでなく、地域要件を重視した総合評価方式の整備、最低制限価格方式の整備、低入札価格調査方式の拡充など、入札・契約の全面的な見直しを同時に進めていくことが求められます。特に総合評価方式では、価格要件を50%以下に抑制し、地域貢献度、労働者保護、ボランティア活動、障害者雇用、地域防災協定の締結など、地域要件の占めるウェイトを大きくすることで、地域への貢献度を大きく評価することが必要です。他の自治体にある企業では、低価格でダンピング受注を画策しても、地域要件で排除されるような制度設計を具体化して頂きたいと思います。それこそが元気な地域づくりにつながると思います。	条例制定の意見として伺います。
19	受注者の責務	受注者として公務・公共サービスの社会的な責任を自覚するには、公務・公共サービスにふさわしい労働の価値を行政として提示し、それを履行してもらうことが必要です。 現行の日本の法制度の中で、労働者の賃金に関する法律は最低賃金法以外にありません。公契約条例は、公務・公共サービスに従事する労働者の適正な賃金額を公表し、独自の制限価格を定める条例です。公契約条例は、「契約自由の原則」と民法537条(第三者のためにする契約)に基づき、現場で働く労働者に、契約で定めた以上の金額を支払うように、発注者と受注者の双方で合意し契約を交わすことを根拠としています。これは、最低賃金法などの全労働者に適用される“強制法規”ではなく、「双方の合意」という「契約」で成り立つ民法に基づく「行政法」であり、罰則などを定める場合でも、民法と行政法の範囲内での対廂となります。公契約条例について、「最低賃金法があるから、労働報酬下限額の設定は不要」とする声が多く出されます。最低賃金は、それを1円でも下回れば「違法」となる“ドン底”の賃金です。 公務・公共サービスの品質を確保するために求められる適切な賃金を保障することと、最低生活を維持するセーフティネットである賃金水準の最低保障の確保と同次元で議論することには無理があります。受注者として、公務・公共サービスの社会的意義を自覚し、それにふさわしい労働条件を順守することが必要になる根拠がここにあります。 さらに構造的な問題として重層下請構造がある。発注者による“歩切り”、元請や中間業者による“ピンはね”、独占禁止法で禁止されている“談合”“カルテル”の横行、上位企業による優越的地位の濫用などは、実際はほとんど取り締まられず、利益誘導や脅し、労働者に対する差別や嫌がらせなどは日常茶飯事です。これらを自治体段階で規制することも極めて必要になっています。公務・公共サービス労働者に適正な「働くルールと労働条件」を住民に見える形で確立し、公共事業を住民生活密着型に転換し、地域中小業者に仕事が優先して回れば、地域経済と雇用の再生、そして地域の税収増につながります。公契約の適正化は、公的サービスの質と住民の安心・安全を確保し、労働者には「働きがい」と、人間らしいくらしの確立の両方を保障する優れた条例です。	条例制定の意見として伺います。

20	市内事業者の受注機会の確保	下請契約等の相手方を選定するときや資材等を調達するときは、市内事業者や市内で生産された資材等を活用することに努力することは、地域経済を活性化するうえでも絶対必要な施策です。大型公共工事の受注体としてＪＶ（ジョイント・ベンチャー）が参入してきます。大企業を柱とするＪＶの場合、地元企業によるＪＶを推奨し、下請け企業にも市内業者を活用することなどを徹底していただきたいと思います。 行政の目指す地域経済発展の方向として、「地産地消」が言われます。しかし、流通などについて、地元の参入ができず、投下した予算が他市に流出することが散見されます。「地産地消」の発展形として「地産地商」（地元で作ったものを地元で商う）があります。それをさらに発展させた形態として「地消地産」（地域で使うものを地域で算出する）があります。そうした、地域循環型経済の構築に寄与できるような公契約条例を実現して頂きたいと思います。	条例制定の意見として伺います。 なお、市は『公共工事発注方針』及び『工事等における市内業者の活用について』を掲げ、公共工事における市内建設業者の活用に努め、受注者に対しては下請負と資材購入等の市内業者の優先活用に努めていただくようお願いしています。なお条例の制定により、建設業者のみならず物品や委託業者なども受注機会確保の対象となるため、範囲は拡大されます。
21	適正な労働条件の確保・品質の確保	労働賃金下限設定を定めた公契約条例を実施している自治体で実際に見られるようになった効果は以下の通り8点に収斂されます。 ① 賃金に見合う"腕のいい労働者。が集まるため、工期も短縮でき、仕上がりもいい。 ② 賃金下限が定められているため、交通費など余分な出費を避けるようになり、地元発注が広がる。 ③ 元請責任で末端労働者の賃金を確保するため、重層下請を避ける必要から下請の簡素化がすすむ。 ④ 適正賃金が支払われて仕事への誇りが生まれ、やりがいを感じられモチベーションがアップする。 ⑤ 公務・公共サービスに対する労働者意識が変化し、公的仕事の重要性和責任を自覚するようになる。 ⑥ ブローカー、ギャング業者などが入札や請負等に参加できなくなり、元下請関係に介在する悪質な業者が排除でき、現場労働者の賃金が適正に確保できるようになる。 ⑦ 地元と周辺自治体の同業種の民間労働者の賃金引き上げ効果をもたらす。 ⑧ 現場労働者への周知と労働者保護制度に基づき、周知・徹底がすすめば、条例の遵守が広がる。 公契約条例によって日本の建設産業の構造的弱点である重層下請構造を避ける効果が出たことは想定以上でした。福岡県直方市では、公契約条例によって給食調理員の賃金が上がり、近隣自治体の同種労働者の募集賃金が引上げられています。本条例が施行されている24区市の平均を見ると、公共工事設計労務単価の85%、労働報酬下限額は地域最低賃金の4.9%プラスとなっています。これらの価格設定が、地域経済の活性化に貢献していることは明白です。実践例を見ると、公契約条例には、行政にも、受注者にも、労働者にも、使用者にも、誰にも損がない事が明らかです。 条例違反に対する立ち入り調査のために、市職員の増員配置ができないという声も出ます。 しかし、労働者に対する公契約条例の周知の徹底、通報者の秘密の保持と権利保護、報復行為の禁止も含めて労働者に周知しておけば、職員の増員は必要ありません。担当職員の仕事は、申請書類を管理・保管することであり、違反事項があつて、それへの通報があつた場合に対応すれば十分です。「受注業者の事務負担が増加する」という非難も出されますが、元請業者としての管理責任を確実に履行していれば、事務量は大差ありません。「一括委下請」（丸投げ）が横行しているから、事務量が急増するのであって、常に現場労働者の労働実態を掌握していれば、問題はありません。	条例制定の意見として伺います。

22	全般	長久手市の公契約条例が、他市の範となるような公契約条例として交付できるように期待します。	条例制定の意見として伺います。
----	----	--	-----------------